

射水市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定検討会設置要綱

（設置）

第1条 2050年カーボンニュートラル実現に向けた本市の方針及び取組を検討することを目的に、射水市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定検討会（以下「検討会」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 射水市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に関すること。
- (2) その他カーボンニュートラル実現に向けた取組に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 検討会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定されるまでの期間とし、委員がかけた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 役職により委嘱された委員が当該役職を退いたときは、委員の職を辞したものとする。

（会長等）

第5条 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を進行する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 検討会に付すべき事項の調査研究を行うため、検討会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、市民生活部次長をもって充てる。

4 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(事務局)

第8条 検討会に事務局を置く。

2 前項の事務局の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第7条関係)

政策推進課長、未来創造課長、財政課長、資産経営課長、
市民活躍・文化課長、環境課長、地域福祉課長、商工企業立地課長、
農林水産課長、都市計画課長、建築住宅課長、河川・港湾課長、
学校教育課長、上下水道業務課長